

ものづくり企業GX推進コンソーシアム規約

(名称)

第1条 本会は、ものづくり企業GX推進コンソーシアム（以下、コンソーシアムという。）と称する。

(目的)

第2条 産学金官による情報提供・交流・製品開発支援・人材育成を通じて、参画企業のすそ野を広げ、技術レベルの向上を促進し、本県において炭素繊維やセルロースナノファイバー及びバイオプラスチック等の環境負荷の小さい高機能素材の活用などによる、GX関連ものづくりを促進することを目的とする。

(事業)

第3条 コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、以下の事業を行う。

- (1) フォーラム等の開催による最新情報の提供及び交流
- (2) 研究会の開催による製品開発支援
- (3) セミナーの開催による人材育成
- (4) その他、コンソーシアムの目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 コンソーシアムは、第2条の目的に賛同する企業、高等教育機関、金融機関、産業支援団体等の会員をもって構成する。

(会長)

第5条 コンソーシアムに会長を置く。

- 2 会長は会員の互選により選出する。
- 3 会長は議事を進行する。

(事務局)

第6条 コンソーシアムの事務局は、徳島県経済産業部産業創生・大学連携課に置く。

(入会)

第7条 コンソーシアムに入会を希望するものは、入会届（様式1）を事務局に提出するものとする。

(退会)

第8条 会員は、退会届（様式2）を事務局に提出して、任意に退会することができる。

(会費)

第9条 会費は無料とする。

(補則)

第10条 本規約に定めるもののほか、コンソーシアムの運営に関し必要な事項は、会長と協議して事務局が定める。

附則

本規約は、令和4年8月1日から施行する。

附則

本規則は、令和6年4月1日から施行する。